

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 3 2 号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）<u>第 1 5 条の 7 第 3 項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）<u>第 1 5 条の 6 第 3 項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。